5．記Ⅰ〔1〕4⑸②中「(ただし、神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を連続して通行する場合にあっては括弧内の割引額)」を削り、同②の表中

「

兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町（尼崎末広東行出口及び西行入口）又は尼崎市東海岸町（尼崎東海岸出入口）を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行（記〔3〕2に定める通行方法による場合に限る。)する場合	12.0km超～18.0km以下	420円 (240円)	210円 (120円)
	18.0km超～24.0km以下	620円 (440円)	310円 (220円)
	24.0km超	820円 (640円)	410円 (320円)

」を

「

兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町（尼崎末広東行出口及び西行入口）又は尼崎市東海岸町（尼崎東海岸出入口）を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行（記〔3〕2に定める通行方法による場合に限る。)する場合	12.0km超～18.0km以下	420円	210円
	18.0km超～24.0km以下	620円	310円
	24.0km超	820円	410円

」に、

「

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目（甲子園浜出入口）までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	6.0km以下	300円 (120円)	150円 (60円)
	6.0km超～12.0km以下	500円 (320円)	250円 (160円)
	12.0km超～18.0km以下	700円 (520円)	350円 (260円)
	18.0km超～24.0km以下	900円 (720円)	450円 (360円)
	24.0km超	1100円 (920円)	550円 (460円)

」を

「

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目（甲子園浜出入口）までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	6.0km以下	300円	150円
	6.0km超～12.0km以下	500円	250円
	12.0km超～18.0km以下	700円	350円
	18.0km超～24.0km以下	900円	450円
	24.0km超	1100円	550円

」に改める。

6．記Ⅰ〔1〕4⑺①中「及び」を「、」に改め、「限る。)」の次に「及び神戸市道生田川箕谷線」を加え、同③中「1月1日」を「10月1日」に改める。

7．記Ⅰ〔1〕4⑮⑥イb(b)中「割引は、上限料金の引下げに係る割引」の次に「、新神戸トンネル連続利用割引」を、「係る割引適用後の金額に対して」の次に「新神戸トンネル連続利用割引を適用し、新神戸トンネル連続利用割引適用後の金額に対して」を加え、「この場合、路外パーキングサービス社会実験に関する割引、上限料金の引下げに係る割引及び障害者割引を適用した場合と比較して、路外パーキングサービス社会実験に関する割引、上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引及び西線内々利用割引を重複適用した場合（以下「重複割引」という。)の方が低い額になる場合は、重複割引を当該自動車に適用し、重複割引適用後の金額に対してＥＴＣ前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスを適用する。」を削り、同c中「4月1日」を「10月1日」に改める。

8．記Ⅰ〔1〕4⑯①中「割引は、上限料金の引下げに係る割引」の次に「、新神戸トンネル連続利用割引」を加え、「上限料金の引下げに係る割引を適用した」を「上限料金の引下げに係る割引適用後の金額に対して新神戸トンネル連続利用割引を適用し、新神戸トンネル連続利用割引適用」に、「、新神戸トンネル連続利用割引、ＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引、西線内々利用割引」を「、ＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引」に改め、同②中「割引は、上限料金の引下げに係る割引」の次に「及び新神戸トンネル連続利用割引」を加え、「上限料金の引下げに係る割引を適用した」を「上限料金の引下げに係る割引適用後の金額に対して新神戸トンネル連続利用割引を適用し、新神戸トンネル連続利用割引適用」に改める。

9．記Ⅰ〔3〕2の表中「兵庫県道高速北神戸線」を「神戸市道生田川箕谷線」に、「箕谷出入口」を「国道2号出入口（仮称)」に改め、「、かつ、神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を経由して」を削る。

10．別添1の兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線（7号北神戸線・北神戸線（北延伸線))の表中「箕谷」を「北神戸箕谷・箕谷ＪＣＴ（仮称)」に改め、神戸市道高速道路2号線（31号神戸山手線）の表の次に次のように加える。

神戸市道生田川箕谷線

（生田川箕谷線（出入口名は仮称))

			新神戸トンネル箕谷・箕谷ＪＣＴ
		新神戸駅	6.9
	二宮・神若	—	7.7
国道2号	—	—	8.5

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成24年第7号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年3月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告します。

平成24年9月28日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　三原　修二

記

2⑶タ(イ)③中「平成24年9月30日（日)」を「平成25年3月31日（日)」に改める。